

## 《新設校》について荷揚校区の意見

### 小中一貫

#### 【要約】

- ① 防災の観点から児童生徒の生命安全を守ることを大前提とし、その上で小中一貫教育を考える。
- ② どのような型が望ましいかについては、それぞれ一長一短があり、決定的な選択肢はない。  
現在取り組んでいる「連携型」で特段の支障もなく成果を上げているようなので、さらに工夫し進化した「連携型」を目指すべきである。
- ③ 以上から、建設地は「荷揚町小学校用地」が望ましく、進化形「連携型」を採用すべきと考える。  
尚、用地の問題は、隣接地の借用、他校用地の利活用、建設用地内を人工地盤で多層階活用を行えば、建設可能である。

#### 【詳細】

各委員間で、小中一貫教育に関し共通認識が醸成されているとはいえないのではないかと危惧し、本来であれば、学校現場を含め事務局から再度詳細な長所短所に関する解説を受け、しかる後に意見表明すべきと思いますが、現時点における私たちの意見を以下述べてさせていただきます。

小中一貫教育は、制度的に位置付けられたものではなく、小学校教育と中学校教育を円滑に接続させる為に、独自に取り組みが進められているのが現状であると考えます。

教育内容を施設一体型、併設型、連携型に3分類していますが、むしろ『小中連携教育』と『小中一貫教育』に分けて考察すべきであると考えます。

#### 《小中連携教育》

小・中学校はそれぞれ別の学校であるとの前提の下、教育目標やカリキュラムの共通部分について協働する取り組みであり、小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育。

現在、碩田中学校区において実施され成果を上げつつあると思われませんが、今後モデル校の視察研修を検討しても良いのではないのでしょうか。

#### 《小中一貫教育》

小・中学校が教育目標や目指す子ども像、カリキュラムをともに作り上げる取り組みであり、その達成に向け小・中学校9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき系統的な活動の展開を要する教育。

いまだ全国统一制度として認知されておらず試行段階であり、一部自治体が独自の判断で、小中合わせて9年間の教育課程を「4・3・2」、「5・2・2」等に便宜的に区分し直し、区分毎に教育活動の目標を設定する取り組みが見られ、いわば実験段階であり、メリット・デメリットもこれから更に検証が必要があります。

諸事情で転出入する児童生徒の場合、一貫教育実施校と通常の小・中学校とで教育内容があまりに異なる弊害が生じ、全国規模での9年間の義務教育の質保証の観点から大いに疑問があります。

碩田中学校区の場合、児童生徒数総計が1,100人(25~26学級)を越す大規模校となり、これまでのような目配りのある、きめ細かな指導(=教師が一人一人の子供たちの「そばにいる」ことから生まれる)が出来にくくなるおそれ大きいと考えます。

低学年時にイジメ事例が生じた場合、その後長期に及ぶ対応策に困難が生じると危惧されます。

「中1ギャップ、あるいは中1プロブレム」(=子ども達が中学校入学後に教育環境の急激な変化から、学習や

学校生活に不安を感じたり、戸惑ったりすること)に象徴される教育上の課題を克服出来るメリットがあるとの意見があります。しかしながら、子どもの成長過程にギャップや壁が全く必要なく、ただ平坦な道を進ませるだけで良いのか、エレベーターやエスカレーターで登るだけで良いのか、むしろ、実社会に出る前に、それなりの難局を克服する絶好の機会を大切にすべきではないでしょうか。

以上から、小学校3校統合後も、《小中連携教育》を基本とし、これまで以上に工夫を種々重ねながら、この取り組みを推進すべきものと考えます。

荷揚校区の保護者は、もし新設校建設地が荷揚校区以外に決定した場合、減災の観点から、児童生徒の通学先を当該新設校以外に選択し、結果として当該新設校の児童生徒数が、目指すべき中規模校ではなく、小規模校にとどまる可能性があります。保護者の危惧に対応すべく、具体的な建設用地に付き以下考察いたします。

私たちは、防災の観点から児童生徒の生命安全を守ることを大前提とし、その上で小中一貫教育を考える立場から、少なくとも、統合される新小学校の建設地は、荷揚町小学校用地が望まれ、それを前提とし、《小中連携教育》、《小中一貫教育》の実現可能性を考える事と致します。

その場合、中学校をどうするかが問題となります。

※ 第一案…現在地の碩田中学校をそのまま活用する。

この場合、《小中一貫教育》施設一体型、併設型は不可能であり、《小中連携教育》となります。

しかし、碩田中学校はそのままであり、住吉校区の皆さんにとって、防災拠点として継続して活用出来ます。

※ 第二案…荷揚町小学校用地内に、新小学校とともに新中学校を建設する。

この場合、《小中一貫教育》施設一体型も選択可能ですが、用地の問題では、運動場確保に工夫が必要となります。対策として、校舎の多層階利用により、運動場やプールを屋外ではなく、屋内に収容する、あるいは、運動場やプールを他校用地に設置する。更に、文化会館解体後、城址公園内に屋外運動場を確保活用することも考えられます。

さらに、現在の荷揚町小学校用地に、府内子どもルーム用地を加え、北側の駐車場(旧県立体育館跡地＝県は次年度以降の利活用計画を検討中と伺っております)を取り込めば、少なくとも1万㎡以上の校地が確保出来ますので、活用策に余裕が出てくるものと考えます。

## 通学環境

### 【要約】

#### 《平時》

- ① 3校統合後は、校区面積が広がるので、危険箇所の現場確認を行なうとともに、歩道や交通安全施設の整備等に関し、関係機関へ要望しながら、児童生徒の安全・安心を第一に、最も効果的な通学路を選定する必要がある。
- ② 学校・保護者・地域がこれまで以上にスクラムを組んで、登下校時を中心とした児童生徒の見守り態勢の強化充実を図っていく必要がある。又、集団登下校の是非についても検討する必要がある。

#### 《大震災時》

- ① 防災の観点から児童生徒の生命安全を第一に考え、在校中のみならず登下校時における通学路に関しても十二分な防災対策が必要と考える。
- ② 登下校時において、襲来する津波被害減災対策に、既存の高層建築物が無い場合には、当該地域内に津波避難タワーの建設が必要となる。

## 【 詳細 】

交通事故や不審者対応、一人での移動が問題となる平時と、大震災時の2点に付き、以下考察いたします。

### 〈 平 時 〉

#### 通学路 子どもの見守り

通学路は、安全管理に関する事項の一つとして、学校が設定するという法令の定めがありますが、実際には学校だけでなく地域の方々やPTAの方々の協力を得ながら行っていると伺っております。

また、通常指定されている経路が工事中である場合、道路の状態が良くない場合、児童が自身の負傷で病院などへ通院する場合等、例外的に、通学路でない道を通ることが認められているケースもあるようです。

幹線となる「基本通学路」と、枝線であり一人一人本人固有の「指定通学路」とで通学路は成り立ち、家と学校の間、登下校時に利用しますが、往路と復路が異なる場合もあるようです。本人固有である「指定通学路」は、保護者と学校が話し合い決定し、軽い意味での契約関係が生じ、互いに遵守義務があり、事故発生時は、そこを中心に探すという理解があるのが通学路と言え、その意味で保護者にも責任があると言えます。

市が推進する安全安心のまちづくりの一環として、地域で、登下校時に見守る活動や、すこやか大分っ子サポートパトロール等を行っていますが、今後ともよりきめこまやかな計画の下で実施していくことが必要となり、その意味で地域の責任も重大であると言えます。

以上から、通学路は学校と保護者との間での一種の契約のようなもので、地域の意見を聞き毎年更新していくという基本的な考え方から言えば、登下校の基本的な責任は保護者にあり、指導上の責任は学校にあり、それを支える町全体の安全安心の責任は地域にあると言え、三者それぞれに応分の責任があると考えます。

3校統合後は、校区面積が広がることから、危険箇所の現場確認を行なうとともに、歩道や交通安全施設の整備等に関し、関係機関へ要望をしながら、児童生徒の安全・安心を第一に、最も効果的な通学路を選定する必要があると考えます。

あわせて、学校・保護者・地域がこれまで以上にスクラムを組んで、登下校時を中心とした児童生徒の見守り態勢の強化充実を図っていく必要があると考えます。又、集団登下校の是非についても検討する必要があると考えます。

#### 通学距離と時間

3校統合後は、校区面積が広がることから通学距離が伸び、又、通学時間もかかることとなりますが、荷揚基点で最長が2.4kmとなり、「望ましい通学距離、小学校では概ね4km以内、通学時間概ね1時間以内」〔大分市立小中学校適正配置基本計画、10 ページ参照〕の条件を満たし許容範囲内の徒歩通学圏内であり、問題はありません。

### 〈 大 震 災 時 〉

私たちは、防災の観点から児童生徒の生命 safety を第一に考え、在校中のみならず登下校時における通学路に関しても十二分な防災対策が必要と考えます。

今後50年以内に府内断層を起因とした直下型大地震発生確率がゼロでない以上、最悪の場合への対策が必要と考えます。

登下校時において、襲来する津波被害減災対策に、既存の高層建築物が無い場合には、当該地域では津波避難タワーの建設が必要となります。通学路の要所要所に建設し、新設校に近付くにつれ、収容人数が増加するよう配慮配置する必要が有ります。基本的に、当該津波避難タワーの収容優先順位は、児童生徒ですが、更に、地域住民も活用できることが望ましく、より収容人数に余裕があるようにしておく必要があります。

## 校舎の機能

### 【要約】

- ① 地震・津波対策に万全を期し、最大限の耐震構造が望まれる。津波避難ビルとして機能するとともに、最終避難場所として機能しうるよう、新設校は、5～6階建て以上で、廊下・階段・踊り場などを出来るだけ広くし、屋上にも避難できるようにし、ヘリコプターが発着できるようヘリポートも必要。
- ② 碩田中学校区は市中心部に存在する地理的条件下にあり、児童生徒、地域住民のほか、大震災発生時には、中心部で働く勤務者、更に市外、県外からの来訪者を含めた、帰宅困難者への対応が必要。
- ③ 大震災時には、活用不可となりますが、平時において資材運搬・車椅子利用者の利便性確保の為にエレベーターの設置も望まれる。
- ④ 帰宅困難者まで収容することを想定した人数の利用者に対応でき、下水道が利用不可となっても対応できるようなトイレ対策や、プール貯水時に飲用転用できるよう濾過装置も望まれる。

### 【詳細】

地震・津波対策に万全を期し、最大限の耐震構造が望まれます。津波避難ビルとして機能するとともに、最終避難場所として機能しうるように、新設校は、5～6階建て以上で、廊下・階段・踊り場などを出来るだけ広くし、屋上にも避難できるようにし、ヘリコプターが発着できるようヘリポートとする必要があります。

在校時における児童生徒の安全確保が最優先課題であることは言うまでもありませんが、地域住民にとっても防災拠点として校舎の重要性は大なる物が有ります。しかし、それだけではありません。

碩田中学校区は大分市中心部に存在する地理的条件下にあり、児童生徒、地域住民のほか、大震災発生時には、中心部で働く勤務者、更に市外、県外からの来訪者を含めた、帰宅困難者への対応が求められます。そのためにも防災拠点として、市中心部に最も近い荷揚町小学校用地に、統合される新小学校建設が望まれます。

防災拠点として、児童生徒、地域住民のほか、帰宅困難者まで含めた対応を考えると、収容人数や備蓄しておく各種資材等はかなりなものとなり、又、津波対策を考慮すると上層階での備蓄が必要となります。大震災時には、活用不可となりますが、平時において資材運搬・車椅子利用者の利便性確保の為にエレベーターの設置も望まれます。

又、大震災時、食事は短期間我慢できても、排泄は我慢出来ません。上記のように帰宅困難者まで収容することを想定すると、大人数が活用できるトイレ対策、下水道が利用不可となっても対応できるような対策を考えておく必要があります。プール貯水時に飲用転用できるよう濾過装置も望まれます。

## コミュニティ

### 【要約】

- ① 学校は、地域コミュニティ及び防災の拠点でもあり、小学校の統廃合問題は、単に教育行政だけの問題ではなく、市全体のまちづくり計画の一環としての位置付けが必要となる。人口増対策必要。
- ② これまで同様の3小学校区毎の活動を基本とし、3校統合した活動を将来の努力目標とする。
- ③ 内閣府は、津波の危険が大きい学校は計画的移転を提言し、避難者が収容能力を超過する場合にはトリアージ(選別)を導入検討(大分合同新聞平成25年5月29日参照)。
- ④ ③を受け、新設校は当然ながら、新設校以外の旧小学校区(2校区)においても防災拠点としての機能を継続して維持しうるよう、現在の校舎を耐震補強し、あるいは、新たに新規施設を建設し、これまで以上に地域住民の避難場所として、又、地域再興の拠点として機能しうるよう、物資備蓄・トイレ、シャワー等の衛生設備・避難者のプライバシー保護・給食施設等を整備充実下さるよう考慮して戴きたい。

- ⑤ 住吉小学校周辺地域の複数箇所に、地域住民が活用できる津波避難タワーの建設が望まれる(大分合同新聞平成25年6月4日参照)。

### 【 詳細 】

学校は、教育文化のシンボルであるとともに、地域コミュニティ及び防災の拠点でもあります。そのために、小学校の統廃合問題は、単に教育行政だけの問題ではなく、市全体のまちづくり計画の一環としての位置付けが必要となります。

平成25年度からスタートした第2期大分市中心市街地活性化基本計画によると、中心市街地への定住策を推進し、既存ビル高層階をリノベーションし定住人口の増大を目指しており、荷揚校区の児童数の増加が予想され、新設校選択の重要な要素となるものと考えます。

平時において、新設校は、広域な地域コミュニティの拠点となるので、地域住民への施設の開放や連携について様々な工夫をする必要があります。又、現在の3小学校区各々の地域においても、地域コミュニティづくりに貢献しうよう、ミーティングルーム、子どもルーム、保育所、放課後育成クラブ等の諸施設の充実を図るとともに、利用者の利便性の確保が望まれます。

現在3小学校区毎に、それぞれの校区活動(自治、民生、社協、青少協、防災、等)が実施されており、3校統合後においても継続して、現在の各小学校区毎の規模での活動を基本とすることが望まれます。

3校統合後、早急に統合し一つになるには対象地域が広大になりすぎ困難と思われまので、当分の間、統合は将来における努力目標とすることで良いのではないのでしょうか。

5月29日の大分合同新聞によると、内閣府は『役場や、学校、病院などで津波の危険が大きい施設は計画的な移転を提言』していますが、その提言に沿い、津波被害減災の観点から、荷揚町小学校用地に新設校を建設すべきではないかと考えます。又、同紙面では、『避難タワーなどハード面と、訓練などのソフト面の対策を組み合わせる』とともに、『避難所の収容能力を超える被災者が詰め掛けた場合、被災が比較的軽かった人に帰宅を促す「トリアージ(選別)」の導入を検討するよう求めています。』

そこで、大震災時対策として、新設校は当然ながら、新設校以外の旧小学校区(2校区)においても防災拠点としての機能を継続して維持しうよう、現在の校舎を耐震補強し、あるいは、新たに新規施設を建設し、これまでに以上に地域住民の避難場所として、又、地域再興の拠点として機能しうよう、物資備蓄・トイレ、シャワー等の衛生設備・避難者のプライバシー保護・給食施設等を整備充実下さるよう考慮して戴きたいと思ひます。

更に、現在の住吉小学校周辺地域の複数箇所に、地域住民が活用できる津波避難タワーの建設が望まれます。

行政の皆様は、限られた予算の有効活用の観点から、発生確率の高い海溝型地震対策で手一杯なのに、その上更に、直下型地震対策である津波避難タワーの建設まで手が回らないと御考えかも知れませんが、前回別紙にて考察いたしましたように、海溝型地震発生以前に連動し直下型地震が発生した過去の例もあり、人命尊重の観点からは是非とも御高配戴きたいと考えます。

### その他

新設校建設地においては、建設期間中、当該地に隣接する小学校に間借りして授業運営することも考えられますが、当該小学校内にある空き教室を優先的に活用し、その後、不足分は、運動場に仮設校舎を建設し、そこでの授業運営が一般的な対応策ではないのでしょうか。

敷地面積に関しては、小中一貫 第二案を御参照下さい。